

ほ ぞん ぼん
保存版

2022年5月改訂版

PTAおひらき

— P T A ^{かつどう}活動をよりよく知るために ^し —



やまとしりつりんかんしょうがっこう
大和市立林間小学校 P T A

りんかんしょうがっこう 林間小学校PTAのあゆみ

本校は昭和24年4月15日、大和町立林間小学校として創立されました。校名については当時の林間の『林』と鶴間の『間』をとり、1年間の仮称の後に愛着もわいたので正式に大和町立林間小学校と決定されました。その後、市制施行に伴い、大和町立林間小学校と改称されました。

開校と同時に父母と先生の会（略称・林間小学校PTA）が発足し、開校以来、会員の方々の献身的な奉仕のもと学校づくりに着々と取り組んでまいりました。

昭和35年3月の創立10周年には伊東先生の作詞作曲による「歩きながら想をねった愛唱歌」に手が加えられた校歌もできました。昭和37年3月には『林間』の響きと萌えるふたばのイメージから、その形と頭文字「r」を図案化した校章も制定されました。

その後、PTA活動が活発になるにつれ、昭和34年PTA教養部表彰（県図書館長）、昭和34年、37年PTA表彰（神奈川県PTA連絡協議会会長）、昭和39年PTA校外指導部表彰（県警本部長）などを受けてきました。途中、昭和48年から49年にはPTA活動が中断するという時期もありましたが、昭和50年には規約も新たに再出発しました。

PTA主催の「父母と教師の集い」などは、形式はその都度変わりましたが、現在も引き継がれています。昭和53年には創立30周年記念式典、昭和63年には創立40周年記念行事、平成11年には創立50周年記念式典、令和元年には創立70周年記念行事をとりおこないました。

平成3年にはPTA活動の活性化に向け、協議会から運営委員会へと組織改革のための規約が改正されました。また平成4年には新たに広報誌「ふたば」が発行されました。平成5年度にはよりPTAへの理解を深めていただくために、林間小学校PTAの概要をまとめた冊子『PTAしおり』もできあがりしました。

今後もPTAを充実、発展させていくために役立てていただければと願っています。

学校とPTAはともに長い歴史の中で、毎年新しい役員、委員の方々、会員の皆さまの努力と熱意に支えられ、開校時からの変わらぬ校門や樹木にこれからも見守られていくことでしよう。

はじめに

この「PTAしおり」はPTAへの理解を深めていただくために、活動内容を簡単にまとめたものです。より良いPTA活動を行うために少しでも参考になれば幸いです。ぜひ、ご一読ください。

【PTAとはどういう会でしょうか】

Parents-Teachers Associationの略称です。Parentsは保護者、Teachersは教職員、Associationは話し合う会という意味です。子どもには心優しく、賢く、社会性のある人間になってもらいたいと誰もが願っています。そのためには保護者と教職員がお互い平等な立場で学習し、協力して活動することが必要です。つまり子どもの幸せを第一に考えて話し合う場がPTAなのです。

【誰もが参加できるPTAを自指します】

忙しい中でも保護者と教職員が積極的に参加できる有意義なPTA活動をめざしています。

【林間小学校PTAは全世帯自動加入です】

林間小学校では全世帯PTAに加入していただいています。会員は平等の権利と義務を有し、公平な活動を行うため全世帯PTA会費を納める義務があります。

【PTA会費はどんなことに使われているのでしょうか】

PTA会費は広報誌・防災防犯グッズなどPTAから配付するものやPTA活動中の怪我に対する保険料など全ての活動に使われます。具体的な内容は総会で決められています。

【PTA活動を大切にしましょう】

PTA活動は大切な役割を持っています。保護者と教職員が子どもの勉強のこと・遊びのこと・しつけのことなど、どんなことでも気軽に自由に話し合える場です。また、保護者と教職員がともに学習していく中で親睦を深めることはコミュニケーション豊かな子どもたちを育てることにもつながります。PTA活動の例としては次のようなことがあげられます。

○学級懇談会

担任よりクラスの様子、学習方針を聞くことができます。また、家庭での様子を報告し合い、いろいろなことを話し合うよい機会です。学年代表の各委員選出も行われます。

○勉強会

子どもたちの心やからだ・教育の現状を理解するために教職員のお話を聞いたり、親同士が知恵をだしあったりする会です。例えば、茶話会・読書会・映写会などがあります。

○レクリエーション活動

親睦をはかるために、楽しいということだけに偏らないよう内容を考えます。

また、運営委員会での決定事項や話し合われた問題については真剣に取り組みなければなりません。さらに、会員一人ひとりの意見が反映されるよう学年委員会を通じて運営委員会に提案もできます。

学年からはどんな委員が選ばれるのでしょうか

各学年委員は各学年のクラス数に関係なく4~5名を選出します！子どもひとりにつき一度は委員を引き受けるようにしましょう。

【学年委員はどんなことをするのでしょうか】

その学年の中心となってクラスの声や要望をもとにPTA活動のとりまとめをします。各学年委員会に所属して各学年の意見を直接反映させます。各学年委員会では正副委員長を決め、委員長は月1回の運営委員会に出席します。本委員会で解決できない問題点や要望はまとめて運営委員会にかけることもできます。

地区からはどんな委員が選ばれるのでしょうか

PTA地区活動のため各地区から地区委員が選ばれ、その中から地区代表委員（地区長）を選出します。各地区代表委員は地区代表委員会に所属します。

【地区代表委員や地区委員はどんなことをするのでしょうか】

地域社会での子どもたちの健全な成長のための良い環境づくりを心がけ、学校と地区同士の連携を図ります。また、地域の人々と交流・協力することがPTAの地区活動を強めるために大切です。

主な活動としては次のようなことがあげられます。

○名簿作成、登校班編成

地区ごとに児童の名簿を作り、登校班編成を行います。

○通学路や危険箇所の点検と改善のための努力

思わぬ災害から子どもたちを守るために、通学路の安全・学区内の交通状況・遊び場を調べ、問題があれば改善に向けて活動します。

ちくこんだんかい かいまい
○地区懇談会の開催

とうこうはん はんせい た き てん ほな あ
登校班の反省やその他気づいた点などを話し合います。

こえ うんどう
○声かけ（あいさつ）運動

あか あんぜん ちいき せつきよくてき こ こえ
明るく安全な地域づくりのために、積極的に子どもたちに声をかける（あいさつ）運動を行います。

ちくだいひょういんかい せいふくいんちようかく めい しよき めい き せいふくいんちよう つき かい
地区代表委員会では正副委員長各1名、書記2名を決め、正副委員長は月1回の
うんえいいんかい しゅつせき ほんいんかい かいいん だ いけん けんとう もんだい
運営委員会に出席します。本委員会では会員から出された意見を検討し、問題を
まとめて運営委員会に反映させます。

かくがくねんいんかい ちくだいひょういんかい いんかい そうしよう
各学年委員会・地区代表委員会、これらの委員会を総称して
じようちいいんかい
常置委員会といます

ほか いんかい
その他にはどんな委員会があるのでしょうか

じねんど やくいん せんしゅつ やくいんすいせんいんかい そうかい うんえいいんかい
次年度の役員を選出するための役員推薦委員会があります。また、総会や運営委
員会が必要と認めたときに組織される特別委員会があります。

やくいんすいせんいんかい
【役員推薦委員会はどうなるのでしょうか】

じねんど やくいんこうほしゃ かいけいかんさいいんせんしゅつ すいせんかつどう やくいんこうほしゃ
次年度の役員候補者と会計監査委員選出のための推薦活動を行います。役員候補者
を自薦・他薦問わず全会員から公募します。その資格や役割についてよく学び、PTA
じせん たせん と ぜんかいいん こうぼ しかく やくわり まな
組織の概要を知ることが大事です。役員推薦委員は各学年より2名を選出します。
やくいんすいせんいんかい せいふくいんちよう き ひつよう おう いんちよう うんえいいんかい しゅつせき
役員推薦委員会では正副委員長を決め、必要に応じて委員長が運営委員会に出席
します。

【特別委員会とくべついいんかいはどんなことをするのでしょうか】

運営委員会うんえいいんかいでは充分じゅうぶんに検討けんとうできない課題かだいや、会員かいいんの要望ようぼうをより具体化ぐたいかするために検討けんとうし、資料しりょうを作るなどの活動かつどうをする委員会いいんかいです。総会そうかいや運営委員会うんえいいんかいが必要ひつようと認められた場合ばあいに組織そしきされ、必要ひつように応じて委員長いんちようは運営委員会うんえいいんかいに出席しゅつせきします。また、親睦しんぼくをはかるためのバレーボール特別委員会とくべついいんかいなどもあります。

【運営委員会うんえいいんかいはどんなことをするのでしょうか】

総会そうかいの決定けつていに従したがっていろいろな活動かつどうを具体的に進めていく PTA の最高執行機関さいこうしつこうきかんです。各学年委員会かくがくねんいいんかい・地区代表委員会ちくだいひょういいんかいなどの代表だいひょうと役員会やくいんかいで構成こうせいされています。会員かいいんからの声こえを吸い上げ、反映はんえいさせていきます。この長所ちようしょを大いに活かしていくためにも PTA 活動かつどうや行事ぎようじには積極的せつぎよくてきに参加さんかし意見いけんを出し合だいしましょう。

【役員会やくいんかいはどんなことをするのでしょうか】

PTA 活動かつどうにともなう問題もんだいを整理せいりし、原案げんあんをたて、運営委員会うんえいいんかいに提案ていあんします。ただし、執行権しつこうけんや決議権けつぎけんはありません。また、この会を代表かいして他の団体だいひょうと話し合たったり、行事ぎようじに参加さんかしたりします。会長かいちよう、副会長ふくかいちよう（保護者ほごしや1～2名）、書記めい（保護者ほごしや1～2名、教職員きょうしよくいん1名）、会計かいけい（保護者ほごしや1～2名、教職員きょうしよくいん1名）、校長こうちよう、校長こうちようの指名しめいする教職員きょうしよくいんで構成こうせいします。

【総会そうかいは全会員ぜんかいいんが一堂いちどうに集まって話し合う最高の議決機関さいこうぎけつきかんです】

総会そうかいには定期総会ていきそうかいと臨時総会りんじそうかいがあります。定期総会ていきそうかいでは1年間の事業ねんかんや予算決算じぎょうを予算決算よさんけつさんを審議しんぎします。

『みんなの PTA』の進む道すすみちを決める大切な会たいせつです。PTA の活動かつどうや学校がっこうの様子ようすを知ることができ、会員かいいんにとって大事な発言だいじの場はつげんでもあります。会員かいいんの皆さんはできるだけ出席しゅつせきし、疑問点ぎもんてんがあれば何なんでも質問しつもんし、意見いけんを交換こうかんしましょう。

やまとしりつりんかんしょうがっこう きやく 大和市立林間小学校PTA規約

だい しょう そう そく 第 1 章 総 則

だい じょう めいしやう じむきやう 第 1 条 (名称と事務局)

この会の名称は大和市立林間小学校PTAとし、事務局を大和市立林間小学校内に置く。

だい じょう もくてき かつどう 第 2 条 (目的と活動)

この会は児童の父母またはこれに代わる者(以下、保護者と称す)と教職員が協力して児童の幸せと健全な成長をはかることを目的とし、次のような活動をする。

1. 教育についての理解を深め、良い教育をするために保護者と教職員が協力をする。
2. 学校、家庭および地域社会の教育的環境の整備改善をはかる。
3. 会員相互の親睦と教養の向上につとめる。

だい じょう ほうしん 第 3 条 (方針)

この会は第2条の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

1. 会員の総意によって民主的に運営される。
2. 特定の政党、宗教または営利団体を支持しない。
3. 学校の人事その他の管理には干渉しない。

だい じょう かいいん 第 4 条 (会員)

1. 会員は児童の保護者および教職員とする。
2. 会員はすべてに平等の権利と義務を有し、会費を納める義務がある。

だい じょう こじんじやうほう 第 5 条 (個人情報)

この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・提供および管理については別途定める「大和市立林間小学校PTA個人情報取扱規則」に基づき適正に運用するものとする。

第 2 章 機 構

第 6 条 (機関)

この会の目的を遂行するために次のような機関を置く。

- ①総会
- ②運営委員会
- ③役員会
- ④常置委員会
- ⑤学級会および地区会
- ⑥特別委員会
- ⑦役員推薦委員会
- ⑧会計監査

第 7 条 (総会)

総会はこの会の最高議決機関である。総会には定期総会と臨時総会がある。

1. 定期総会では次の審議を行う。
 - ①前年度の活動報告および決算報告
 - ②本年度の役員を選出および承認
 - ③本年度の活動計画案および予算案
 - ④その他
2. 臨時総会では運営委員会が必要と認めた場合または全会員の 10分の 1 以上の同意で要求された場合に会長が招集する。
3. 総会は会員の 3分の 1 以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、または他の会員を代理人として表決を委任できる。
4. 議決権は会員一世帯につき 1 票とする。
5. 議案書は総会の 7 日前までに全会員に配付する。会員からの議事提案は 14 日前までに役員会に提出する。

第 8 条 (運営委員会)

運営委員会はこの会の最高執行機関であり、この会の役員、各学年委員会の委員長、地区代表委員会の正副委員長および校長、校長の指名する教職員で構成し、会長が招集する。

1. 運営委員会は原則として毎月 1 回開く。会長または委員の半数以上が必要と認めるときにも開くことができる。

2. 運営委員会は次の任務を行う。

- ①各学年委員会や各委員会の企画、活動および予算についての検討と承認
- ②総会に提出する議案や議事日程の作成
- ③必要と認めた場合に特別委員会を設置する。
- ④総会で決定された事項を処理し、緊急事項に関する審議処理をする。
- ⑤細則の制定、改廃をする。

3. 運営委員会は委員の3分の2以上の出席で成立する。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4. 会員はだれでも運営委員会に出席し、傍聴することができる。
ただし、議決権はない。

5. その他必要と認める事項は細則で定める。

第9条 (役員会)

役員会は会長、副会長、書記、会計および校長、校長の指名する教職員によって構成される。

1. 役員会は次の任務を行う。

- ①この会の目的達成のための基本的な企画を行い、運営委員会にはかる議題につき検討する。
- ②関連機関および団体との連絡調整、事務処理を行う。

第10条 (常置委員会)

常置委員会には次の委員会を置く。

- ①各学年委員会
- ②地区代表委員会

1. 各学年委員会

学年や学級にかかわる活動の計画、連絡調整をする。

2. 地区代表委員会

学校や地区と連携して児童の安全を守り、健全な育成をはかる。

第11条 (学級会および地区会)

学級会および地区会はそれぞれの学級や地区の保護者および教職員で構成され、この会の活動の母体となる。

第 12 条 (特別委員会)

特別委員会は、総会で決定された事項および運営委員会が必要と認めたときに組織される。

第 13 条 (役員推薦委員会)

この会の役員および会計監査委員の候補者を推薦する。

第 14 条 (役員の選出)

役員の選出については細則に定める。

第 3 章 役員

第 15 条 (構成)

この会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1~2名
3. 書記 2~3名 (保護者 1~2名・教職員 1名)
4. 会計 2~3名 (保護者 1~2名・教職員 1名)

第 16 条 (任期)

任期は1年とし、他の役員や委員を兼ねることはできない。ただし、再任はさまたげない。教職員は除く。

第 17 条 (選出方法)

役員の選出については細則に定める。

第 18 条 (任務)

役員は次の任務を行う。

1. 会長はこの会を代表し、総会や運営委員会その他必要な会議を招集するとともに会務にあたる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
3. 書記は総会や運営委員会などの議事の記録、文書の保管、通信その他の庶務を行う。

4. 会計はこの会の会計事務を処理し、予算および決算を総会に報告する。

第 4 章 会 計

第 19 条 (経費)

この会の経費は会費および他の収入をもってあてる。

第 20 条 (会費)

会費は一世帯あたりで徴収し、金額は総会で定める。

第 21 条 (使途)

この予算の執行は総会で承認された予算に基づき、運営委員会の議決を経て行う。

第 22 条 (歳出入)

各会計年度における歳出は、その年度の歳入で行う。

第 23 条 (会計年度)

この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 24 条 (特別会計)

会費以外の収支については特別会計を設け、残金については次年度の本会計へ繰り入れる。

第 25 条 (慶弔)

会員の慶弔については細則に定める。

第 5 章 会計監査

第 26 条 (会計監査委員)

1. 会計監査委員の人数、選出については細則に定める。
2. 任期は1年とし、他の役員や委員を兼ねることはできない。ただし、再任はさまたげない。

第 27 条 (任務)

会計監査委員はこの会の会計を監査し総会で報告する。

第 6 章 細 則

第 28 条 (細則)

運営委員会は本則に反しない限り細則を定めることができる。

第 7 章 改 正

第 29 条 (本則の改正)

この規約は総会出席者の過半数以上の同意により改正することができる。
ただし、改正案は総会の7日前までに全会員に通知しなければならない。

第 30 条 (細則の改正)

細則は役員会を経て運営委員会の3分の2以上の同意により改正することができる。運営委員会は細則を制定、改廃した場合は次期総会において報告しなければならない。

付則

1. この規約は1992年4月1日から施行する。
2. 規約の一部を改正し、1992年5月30日から施行する。
3. 規約の一部を改正し、2004年3月4日から施行する。
4. 規約の一部を改正し、2008年5月23日から施行する。
5. 規約の一部を改正し、2012年2月23日から施行する。

6. 規約の一部を改正し、2015年4月24日から施行する。
7. 規約の一部を追加し、2019年4月19日から施行する。
(第1章「総則」第5条(個人情報)を追加、以下順送り)
8. 規約の一部を改正し、2022年1月28日から施行する。

やまとしりつりんかんしょうがっこう さいそく
大和市立林間小学校PTA細則

だい しょう き こう
第 1 章 機 構

だい じょう (いじん せんしゅつ)
第 1 条 (委員の選出)

かくいじん ぐせん き とくべついじん た いじん か
各委員はすべて互選により決められ、特別委員をのぞき他の委員を兼ねることはできない。ただし、がくねんいじん たがくねん がくねんいじん けんにん
学年委員は他学年の学年委員を兼任できる。

1. がくねんいじん かくがくねん がつきゅうすう かんけい めい せんしゅつ
学年委員は各学年の学級数に関係なく4～5名を選出する。

①がくねんいじんかい かくがくねんいじん こうせい せいふくいじんちようかく めい せんしゅつ
①学年委員会は各学年委員より構成し、正副委員長各1名を選出する。

2. ちく区いじん かくちくかいいん せんしゅつ なか ちくだいひよういじん せんしゅつ
地区委員は各地区会員より選出し、その中から地区代表委員を選出する。

①ちくだいひよういじんかい かくちくだいひよういじん こうせい せいふくいじんちようかく めい しょき めい
①地区代表委員会は各地区代表委員より構成し、正副委員長各1名、書記2名
を選出する。

4. きょうしよくいん いじんかい しょぞく
教職員は、いずれかの委員会に所属する。

だい じょう (いじんかい かつどう)
第 2 条 (委員会の活動)

いじんかい かつどう
委員会の活動は「委員の手引き」により定める。ただし、やくいんすいせんいじんかい
役員推薦委員会についてはこの限りではない。

だい じょう (いじん てびき かいせい)
第 3 条 (「委員の手引き」の改正)

いじん てびき やくいんかい うんえいいじんかい いけん う かいせい
「委員の手引き」は役員会および運営委員会の意見を受け、改正することができる。

だい じょう (うんえいいじんかい)
第 4 条 (運営委員会)

1. きやくだい じょう もと ねんどない しょうり じこう じねんど けい
規約第8条に基づき、年度内に処理できない事項については次年度まで継続審議できる。

2. かくいじんちよう けつせき ばあい ふくいじんちよう いじんちよう しめい いじん だいこう
各委員長が欠席の場合は副委員長または委員長の指名する委員が代行する。

第 2 章 役 員

第 5 条 - 1 (選出)

規約第 17 条 および第 26 条 に基づき、役員および会計監査委員選出のため役員推薦委員会を設ける。

1. 役員推薦委員会は次のとおりである。

① 役員推薦委員会は各学年より 2 名、教職員 2 名の計 14 名で構成し、正副委員長各 1 名を選出する。

2. 役員推薦委員会の任務は次のとおりである。

① 役員推薦委員会は教職員の役員を除く役員候補者について自薦、他薦を問わず全会員に公募し、それをもとに推薦活動を行う。

② 役員推薦委員が役員候補に選出された場合は委員を辞任する。

③ 会計監査委員は 2 名とし、役員推薦委員会が推薦、交渉の任にあたる。

④ 役員および会計監査委員の候補者を定期総会の開催前日までに全会員に公示する。

⑤ 任期は 1 年とする。ただし、再任はさまたげない。

⑥ 推薦活動は全会員に公示するまでは非公開とする。ただし、必要に応じて運営委員会に意見を求めることができる。

3. 総会で役員および会計監査委員の候補者を選出し承認を受ける。なお、候補者は全会員に公示されてから総会で承認を受けるまでの間、暫定的に次年度の任にあたることができる。

4. 教職員の書記、会計については教職員の中から選出される。

第 5 条 - 2 (選出免除)

役員はその任期満了後、以下の条件で役員および各委員の選出対象から免除とする。役員とは会長 (1 名)、副会長 (1~2 名)、書記 (1~2 名)、会計 (1~2 名) であり、会計監査委員は除く。

1. 選出免除はその対象となる会員に与えられ、その会員の子どもが在学中の期間において適用とする。
2. 選出免除であっても本人の希望がある場合の再任はさまたげない。
3. 選出免除とする役員および委員は以下のとおりとする。
①役員 ②学年委員 ③役員推薦委員

第5条-3 (選出免除の有効)

役員はその任期满了後、以下の条件が認められた場合に選出対象から免除する。

1. 転出した後に再転入した場合、その会員の子どもが在学中の期間において選出対象からの免除を有効とする。

第5条-4 (選出免除の無効)

役員はその任期中および任期满了後、以下の条件が認められた場合に選出対象からの免除を無効とする。

1. 役員の活動を著しく放棄し、役員会においてそれが放棄と認められた場合、運営委員会にて審議した後、その会員の選出対象からの免除は今後いっさい認めないものとする。
2. 会員本人からの申し出があった場合

第3章 会計

第6条 (会費の徴収方法)

1. 会費の徴収は年1回学年委員または会計が現金で徴収する。
2. 会計は徴収された現金を管理する。

第7条 (転入・転出の取り扱い)

1. 転入時は第6条にかかわらず、転入月の翌月分からクラス担任をとおして現金で徴収する。
2. 転出時は会員からの申し出に基づき転出月の翌月以降分を返却する。

第8条 (予算の編成)

予算の決定は運営委員会の審議により決める。予算案の作成は会計が行う。

第 9 条 (その他)

その他必要事項はすべて運営委員会の議決を得るものとする。

第 4 章 慶弔規定

第 10 条 (慶弔)

1. 会員および児童死亡の場合は弔慰金5,000円とする。
2. 前条以外に慶弔の意を表す必要が生じた場合には役員会において協議の上、5,000円を限度として処理し運営委員会にて報告する。
3. この規定による返礼は受けないものとする。

付則

1. この細則および付則は1992年4月1日から施行する。
2. 細則の一部を改正し、1993年12月7日から施行する。
3. 細則の一部を追加し、2000年5月6日から施行する。
(第2章「機構」第3条、第4条を追加、以下順送り)
(第6章「教育ボランティアの活動」を追加)
4. 細則の一部を追加し、2000年12月5日から施行する
(第3章「会計」第7条(転入・転出の取り扱い)を追加、以下順送り)
5. 細則の一部を削除し、2001年1月12日から施行する。
(第6章「教育ボランティアの活動」を削除)
6. 細則の一部を改正し、2004年3月4日から施行する。
7. 細則の一部を改正し、2009年4月1日から施行する。
8. 細則の一部を改正し、2012年2月23日から施行する。
9. 細則の一部を改正し、2014年3月10日から施行する。
10. 細則の一部を改正し、2015年1月19日から施行する。
11. 細則の一部を追加し、2016年9月6日から施行する。
(第2章「役員」第5条-2~4を追加、以下順送り)

なお、^{せんしゆつめんじよたいしやうしや}選出免除対象者は2016^{ねんどいぜん}年度以前の^{やくいんけいけんしや}役員経験者も^{てきやう}適用とする。

12. ^{さいそく}細則の^{いちぶ}一部を^{かいせい}改正し、2018^{ねん}年4^{がつ}月1^{にち}日から^{しこう}施行する。
13. ^{さいそく}細則の^{いちぶ}一部を^{かいせい}改正し、2018^{ねん}年11^{がつ}月7^{にち}日から^{しこう}施行する。
14. ^{さいそく}細則の^{いちぶ}一部を^{かいせい}改正し、2022^{ねん}年1^{がつ}月28^{にち}日から^{しこう}施行する。

やまとしりつりんかんしょうがっこう こじんじょうほうとりあつかいきそく 大和市立林間小学校PTA個人情報取扱規則

やまとしりつりんかんしょうがっこう きやくだい じょう もと やまとしりつりんかんしょうがっこう こじんじょう
大和市立林間小学校PTA規約第5条に基づき、「大和市立林間小学校PTA個人情
報取扱規則」を以下のとおり定める。

だい じょう もくてき 第1条 (目的)

やまとしりつりんかんしょうがっこう かい しゆとく ほゆう こじんじょうほう てきせい と あつか
大和市立林間小学校PTAは、この会の取得・保有する個人情報の適正な取り扱
いを決め、この会の円滑な運営を図り、個人情報に関する会員の権利・利益を保護
することを目的とする。

だい じょう せきむ 第2条 (責務)

かい こじんじょうほうほご じゅうようせい にんしき かい と あつか こじんじょうほう ほご
この会は個人情報保護の重要性を認識し、この会で取り扱う個人情報の保護に
努めなければならない。

だい じょう こじんじょうほう ていぎ 第3条 (個人情報の定義)

こじんじょうほう せいぜん こじん かん じょうほう どうがいじょうほう ふく しめい
個人情報とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、
せいねんがっぴ た きじゆつ とくてい こじん しきべつ じょうほう
生年月日その他の記述により特定の個人を識別できる情報をいう。

だい じょう かんりしゃ 第4条 (管理者)

かい こじんじょうほう かんりしゃ こうちよう かいちよう
この会における個人情報の管理者は校長および会長とする。

だい じょう とりあつかいしゃ 第5条 (取扱者)

かい こじんじょうほう とりあつかいしゃ きょうむしゅにん やくいん かくいんかい
この会における個人情報の取扱者は教務主任と役員および各委員会とする。

だい じょう しゅひぎむ 第6条 (守秘義務)

こじんじょうほう かんりしゃ とりあつかいしゃ しよくむじょうし え じょうほう たにん
個人情報の管理者および取扱者はその職務上知り得た情報をみだりに他人
し
に知らせたり、ふとう もくてき しよう
に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。また、その職務を退いた後
も同様とする。

だい じょう こじんじょうほう きょうどうりよう 第7条 (個人情報の共同利用)

かい やまとしりつりんかんしょうがっこう りようもくてき はんいなき しゆとく こじんじょうほう きょうどうり
この会は大和市立林間小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利
よう
用することがある。

第 8 条 (個人情報取得)

個人情報取得する際は利用目的を明示し、原則として本人から直接取得する。
また、円滑な P T A 活動を行うために以下の情報を取得する。なお、配慮を要する個人情報を取得する場合はあらかじめ本人の同意を得るものとする。

1. 会員の氏名・住所・連絡先 (電話番号、メールアドレスなど)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 会員や会員の子どもの写真など

第 9 条 (個人情報の利用目的)

取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

1. P T A 活動に必要な名簿や緊急連絡網の作成および運用
2. 会費の集金・管理および本会が加入する保険手続きに関する事項
3. P T A 活動における連絡や文書の送付
4. おたよりや広報誌への写真などの掲載
5. 役員および会計監査委員の推薦活動

第 10 条 (個人情報の利用制限)

この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

第 11 条 (管理)

個人情報は管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要になった個人情報は適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

第 12 条 (保管および持ち出し)

個人情報を取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で管理する。用紙などに記載された個人情報は原則鍵のついた棚にて管理する。また、持ち出す場合は第三者が入手することや閲覧がないように配慮する。

第 13 条 (第三者提供の制限)

この会の取り扱う個人情報は以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令などに基づく場合

2. 人の生命、身体上または財産保護のために緊急を要する場合

第 14 条 (情報漏えい時の対応)

個人情報^{こじんじょうほう}を漏えい^{ろうえい}、または紛失^{ふんしつ}したおそれがあることを把握^{はあく}した場合は直ちに管
理者^{りしや}に報告^{ほうこく}する。

第 15 条 (改正)

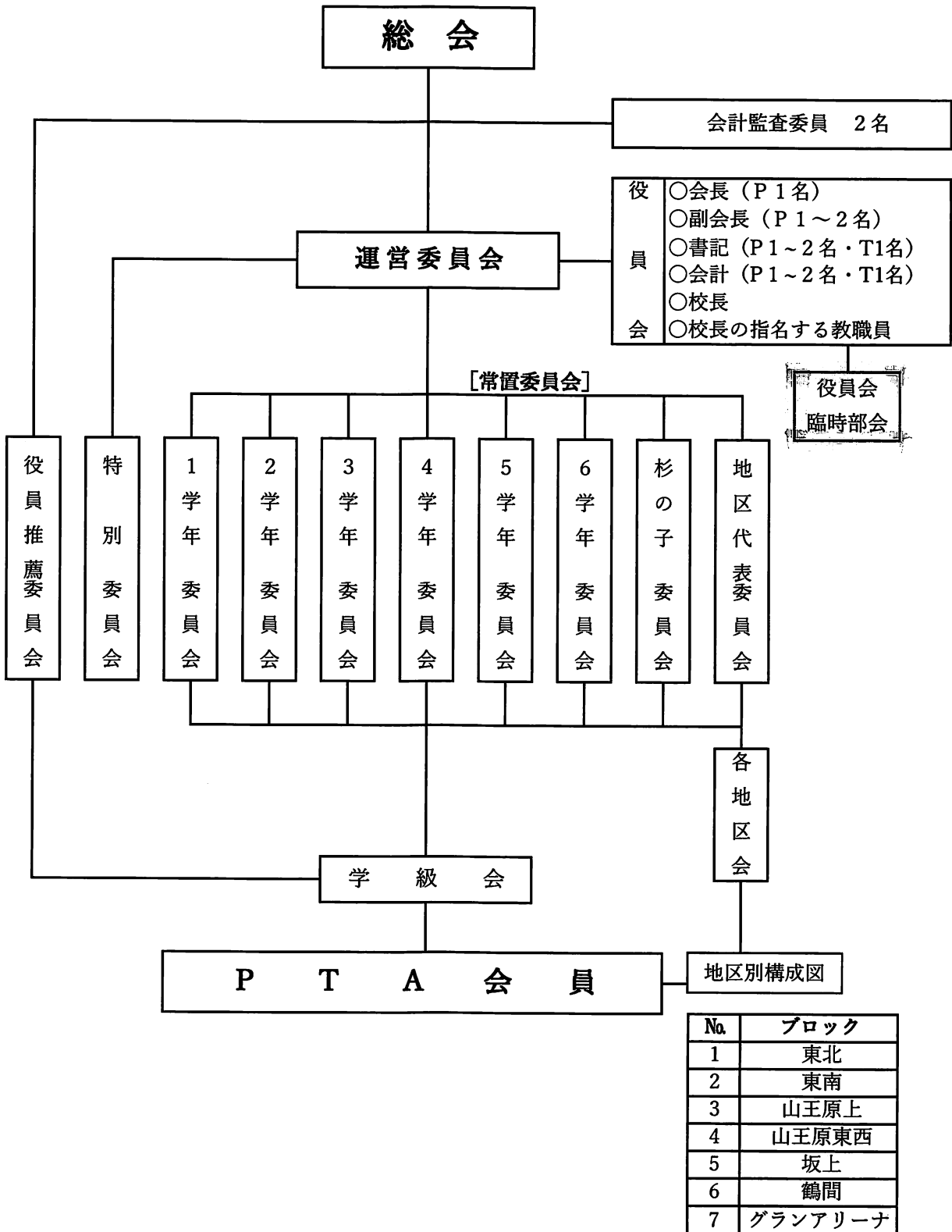
個人情報^{こじんじょうほう}取扱い^{とりあつかい}規則^{きそく}は役員会^{やくいんかい}を経て運営委員会^{うんえいいいんかい}の3分の2以上の同意^{どうい}により改正^{かいせい}
することができる。運営委員会^{うんえいいいんかい}はこの規則^{きそく}を制定^{せいてい}、改廃^{かいはい}した場合は次期総会^{ばあい じきそうかい}にお
いて報告^{ほうこく}しなければならない。

付則

この規則^{きそく}は2019年^{ねん}4月^{がつ}19日^{にち}から施行^{しこう}する。

大和市立林間小学校 PTA組織図

(2022年5月改訂)



発行日 2022年5月1日
編集 林間小学校PTA運営委員会
大和市林間1-5-18
大和市立林間小学校PTA